

(2)教科及び教科の指導法に関する科目
 高校一種及び中学一種「韓国語」の場合

令和7年度入学生用
 (外国語学部東アジア学科学生対象)

免許法の規定による修得すべき科目		本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位	
必修科目	科目	必修	選択
韓国語学	韓国語学概論Ⅰ	2	4(中学) 12(高校)
	韓国語学概論Ⅱ	2	
	韓国語学研究(音声・形態)		
	韓国語文法Ⅰ		
	韓国語文法Ⅱ		
	韓国語史Ⅰ		
	韓国語史Ⅱ		
	韓国語学研究(統語・意味)		
韓国文学	韓国文学概論Ⅰ	2	
	韓国文学概論Ⅱ	2	
韓国語コミュニケーション	基礎韓国語ⅠA	1	
	基礎韓国語ⅠB	1	
	基礎韓国語ⅡA	1	
	基礎韓国語ⅡB	1	
	基礎韓国語ⅢA	1	
	基礎韓国語ⅢB	1	
	韓国語作文Ⅰ	1	
	韓国語作文Ⅱ	1	
	韓国語会話Ⅰ	1	
	韓国語会話Ⅱ	1	
	韓国語読解Ⅰ		
	韓国語読解Ⅱ		
	韓国語会話Ⅲ		
	韓国語会話Ⅳ		
	韓国語作文Ⅲ		
	韓国語作文Ⅳ		
	韓国語聞き取りⅢ		
	韓国語聞き取りⅣ		
	韓国語読解Ⅲ		
	韓国語読解Ⅳ		
異文化理解	韓国異文化理解Ⅰ	2	
	韓国異文化理解Ⅱ	2	
	海外研修Ⅰ(韓国語)		
	グローバルスタディーズ概論Ⅰ		
	グローバルスタディーズ概論Ⅱ		
教科に関する専門的事項 最低修得単位数		22+4 (中学)	
		22+12(高校)	
		26単位以上(中学) 34単位以上(高校)	
教科の指導法 注①	韓国語科教育法A	2	注②
	韓国語科教育法B	2	
	韓国語科教育法C	2	
	韓国語科教育法D	2	
教科及び教科の指導法に関する科目 最低修得単位数		34単位以上(中学) 38単位以上(高校)	

注① 教科の指導法に関する科目は、卒業要件単位とはならないので注意すること。

注② 中学校『韓国語』の免許を取得する場合は、「韓国語科教育法A」、「韓国語科教育法B」、「韓国語科教育法C」及び「韓国語科教育法D」を修得しなければならない。又、高校『韓国語』の免許を取得する場合は、「韓国語科教育法A」及び「韓国語科教育法C」を修得しなければならない。